

## 復興特区税制（法第37条～第41条）～指定に関する手続き～

### ①復興推進計画の認定

- ① 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要な事項が記載されている復興推進計画を、特定地方公共団体が単独で又は共同して作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第4条第1項及び第9項）

### ②認定地方公共団体へ指定事業者(注1)の指定の申請

(注1) 新規立地促進税制においては指定法人(以下同じ)

- ② 指定を受けようとする個人事業者又は法人(注2)は、指定事業者事業実施計画(注3)その他の事項等を記載した申請書を、認定地方公共団体に提出します。  
(注2) 新規立地促進税制は、法人のみ適用  
(注3) 新規立地促進税制においては、指定法人事業実施計画

### ③認定地方公共団体による指定

- ③ 認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者又は法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は指定要件を満たしているものを指定します。（法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項）

### ④指定に係る事業の実施状況報告

- ④ 指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に、認定地方公共団体に提出します。（法第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、施行規則第9条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第18条第1項、第21条第1項）

### ⑤認定地方公共団体による認定書の交付

- ⑤ 認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。（施行規則第9条第2項、第12条第2項、第15条第2項、第18条第2項、第21条第2項）



## 復興特区税制（法第42条）～指定に関する手続き～

①復興推進計画の認定

① 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要な事項が記載されている復興推進計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第4条第1項及び第9項）

②認定地方公共団体へ指定会社の指定の申請

② 指定を受けようとする株式会社は、指定会社事業実施計画その他の事項を記載した申請書に、規定の書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出します。（施行規則第25条）

③認定地方公共団体による指定

③ 認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う株式会社からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを指定します。（法第42条第1項、施行規則第23条）

④株式投資契約の締結状況報告

④ 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約等の締結状況について、認定地方公共団体に報告を行います。（施行規則第26条第1項）

⑤認定地方公共団体による認定書の交付

⑤ 認定地方公共団体は、指定会社から個人との株式投資契約等の締結状況について報告を受け、復興推進事業が適切に実施される見込みであると認められるときは、指定会社に対して認定書を交付します。（施行規則第26条第3項）

⑥指定会社による証明書の交付

⑥ 指定会社は、復興推進事業の実施に係る認定書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、認定書交付証明書を交付します。（施行規則第26条第5項）

個人による株式の取得

⑦指定会社による支払確認の申請

⑦ 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、指定会社は、その交付する株式を払込みにより取得した個人ごとに確認申請書を認定地方公共団体の長に提出します。（施行規則第26条第6項）

⑧認定地方公共団体による確認書の交付

⑧ 認定地方公共団体の長は、確認申請書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定会社に対して、個人ごとに確認書を交付します。（施行規則第26条第8項）

⑨指定に係る事業の実施状況報告

⑨ 指定会社は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算、資金の調達に関する実績等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に、認定地方公共団体に提出します。（法第42条第2項、施行規則第24条第1項）

⑩認定地方公共団体による認定書の交付

⑩ 認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、指定会社に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。（施行規則第24条第2項）

⑪指定会社による書面の交付

⑪ 指定会社は、復興推進事業の実施に係る認定書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、株式を払込みにより取得した個人に対して、当該認定書の交付を受けた旨を証する書面を交付します。（施行規則第24条第4項）